

2 . 11 のまちの緑づくり 地域の緑の物語をつくる

施策の方針

『11 のまちの緑づくり』では、

- ・ 11 の地域それぞれの特徴・特性に応じた『地域単位の公園緑地整備』
- ・ 道路および河川を活用した『地域の緑と水辺の回廊づくり』
- ・ 公共施設や民有地での積極的な『緑の地域を創る緑化推進』

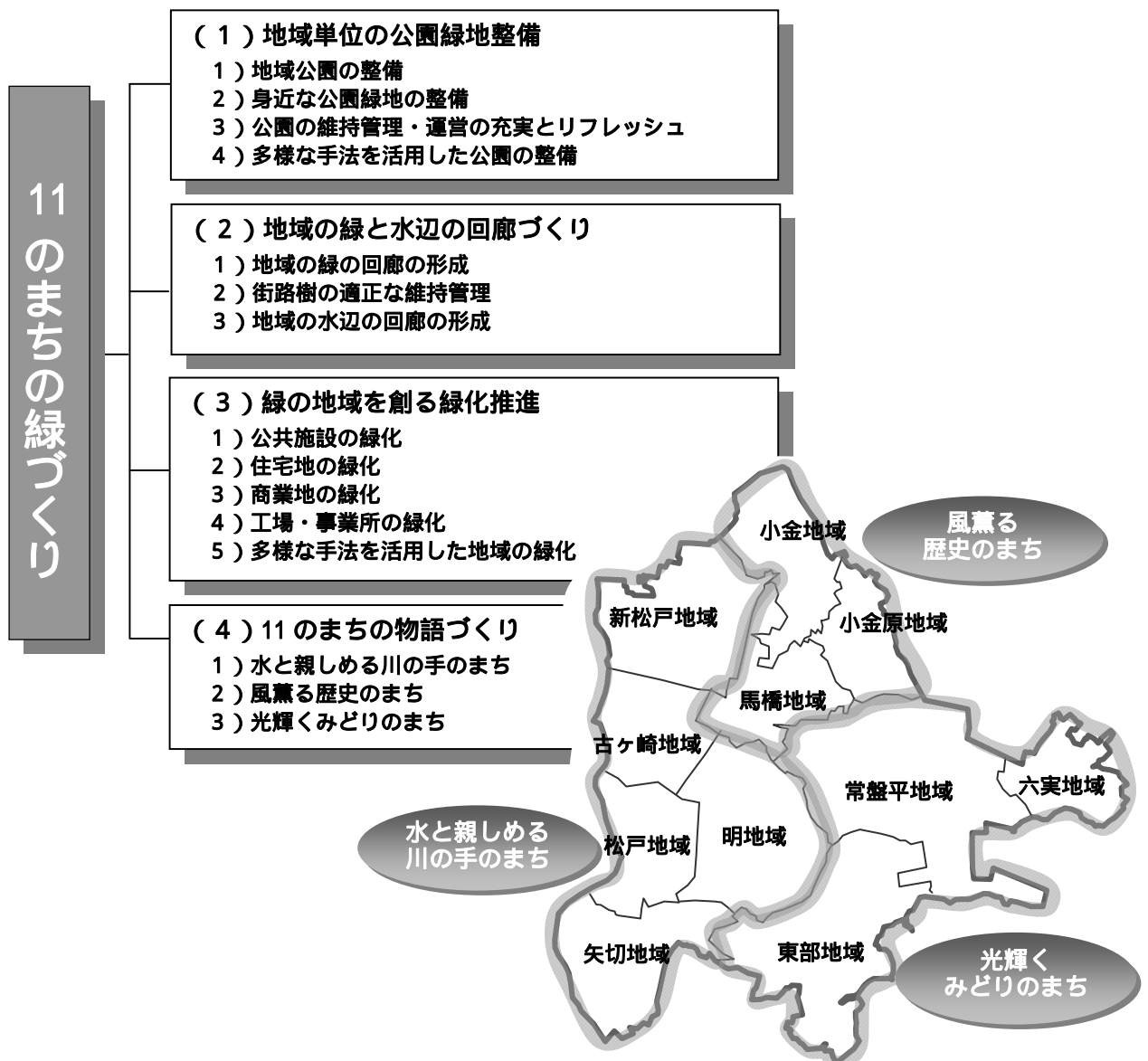
により、地域の特性に応じた「緑の物語」づくりに努めます。

都市公園の整備・活用の項でも述べたとおり、『地域単位の公園緑地整備』では、各 11 地域それぞれで「地域公園」の整備に努め、公園の維持管理の充実、リフレッシュや身近な公園緑地の整備により、市民のニーズにあった多様な公園緑地を身近に提供していきます。

『地域の緑と水辺の回廊づくり』では、地域内の街路緑化・沿道緑化や河川を活用した回廊づくりに努めます。

『緑の地域を創る緑化推進』では、公共施設や民有地の接道部を中心に緑化を行い、緑の地域景観をつくり出していきます。

『11 のまちの物語づくり』では、3つの方向をもとに 11 の各地域ごとに公園整備と緑化に関するテーマをかかげ、これを実現するための方針に沿って、きめ細かな事業設定を行っていきます。



(1) 地域単位の公園緑地整備

【緑の現況】

- ・市民にとって最も身近なオープンスペースである街区公園は合計 47.99haで、市民 1人あたりでは 1.0 m²整備されています。一方、街区公園の誘致圏を半径 250mとして充足度をみると、市街化区域内で街区公園の不足する地域がみられます。
- ・緑の安らぎやスポーツレクリエーションなどの機能を地域にもたらす近隣公園・地区公園は合計 27.33haで、市民 1人あたりでは 0.6 m²整備されています。国の目標では近隣公園が市民1人あたり2m²、地区公園が市民1人あたり1m²であり、本市の近隣公園・地区公園の整備量は不十分といえます。市街地内には、公園化が期待できるようなまとまった面積の用地が少ないこともあり、今後、近隣公園・地区公園を十分に確保することが難しい状況です。
- ・子どもの遊び場や学校のグラウンドなどの公共施設緑地が多く点在しています。
- ・公園は市民にとって、市内の大切な緑の一つとして認識されており、重要な都市の要素となっています。しかし、公園整備や緑化に対する要望も多くみられます。
- ・街区公園・近隣公園・地区公園のうち半数近くが 30 年以上前に整備された公園であり、周辺住民の利用実態にあわなくなってきました。
- ・高齢化社会の進展、都市の安全に対する関心の高まり、松戸市がかかえる都市的な問題の中で、身近な公園に対して市民が求める機能は、レクリエーションの場としてだけではなくなってきました。

【現況からの課題】

- ・市民が住み続けたいくなるまちとしていくため、公園の維持管理の充実や老朽化した公園の市民のニーズにあわせた再整備によって魅力ある公園や緑地を身近に増やし、生活圏の質の向上や安全なまちづくりを進めることが求められます。
- ・公園の不足する地域では、公共施設や民有地の緑地、生産緑地地区を活かした公園不足地の補完や公園の整備を推進することが求められます。
- ・積極的な公園緑地などの整備により、市が緑を大切にする姿勢を市民に対し明確にしていく必要があります。
- ・公園には、都市における地域のコミュニティ活動の舞台としての機能が求められます。

【施策の方向】

- 1) 地域公園の整備
- 2) 身近な公園緑地の整備
- 3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ
- 4) 多様な手法を活用した公園の整備

【施策の展開】

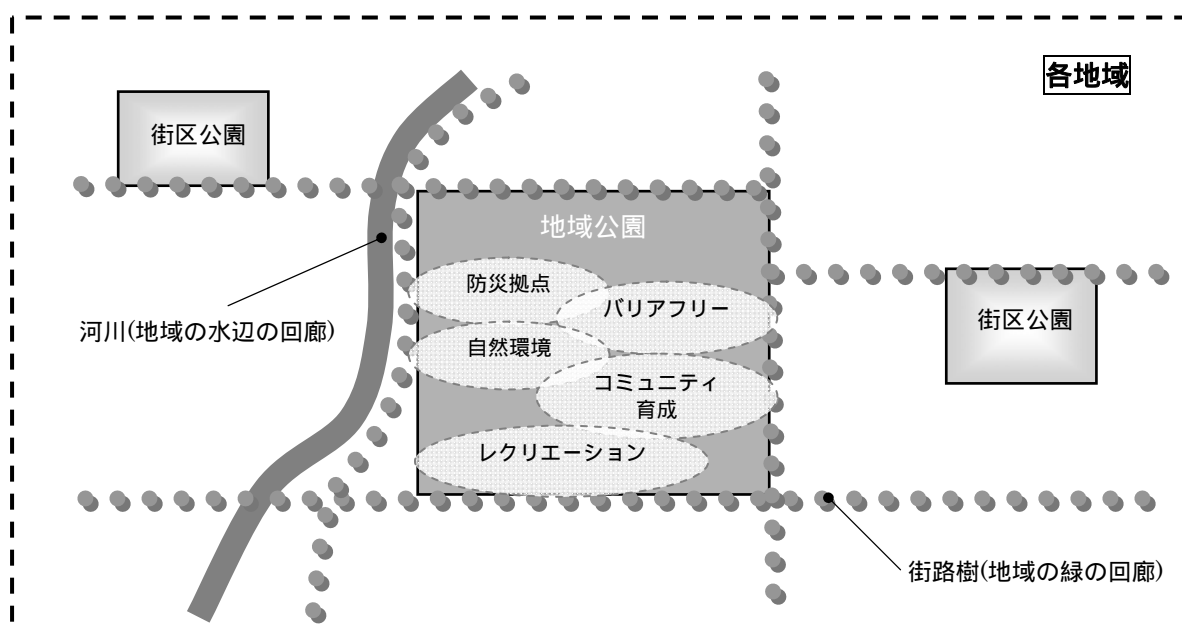
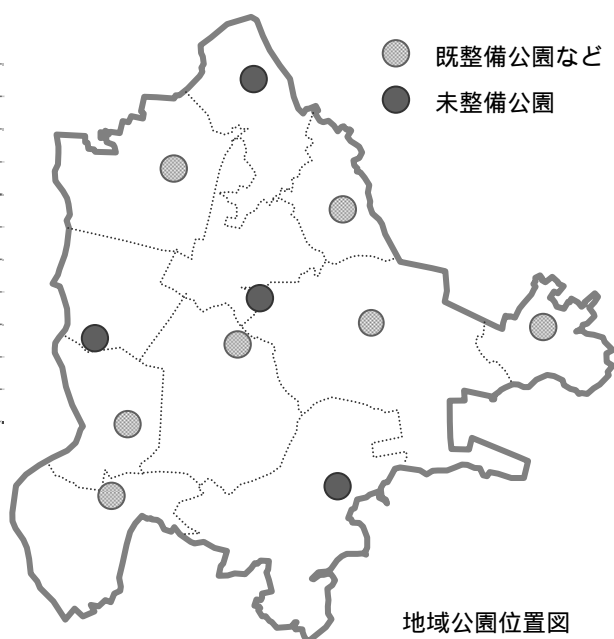
1) 地域公園の整備

各地域に1箇所の地域公園を位置づけ、地域のレクリエーションや防災の拠点としていきます。これらの公園は、幅広い年齢層の市民が快適に利用できるように、バリアフリー化を進めます。また、自然との調和のための環境整備や、コミュニティの育成のための拠点の整備に努めます。

地域公園の設定

地域公園は各地域に1箇所設定するものとします。対象は既存の運動公園・近隣公園・地区公園とします。これらが未整備の地域については、生産緑地地区などを活かして、公園整備に努めます。

松戸地域	松戸中央公園のリフレッシュ
矢切地域	柿ノ木台公園のリフレッシュ
明地域	松戸運動公園のリフレッシュ
古ヶ崎地域	生産緑地を活用した地区公園の整備
新松戸地域	新松戸中央公園のリフレッシュ
小金地域	生産緑地を活用した近隣公園の整備
馬橋地域	市街地隣接地への地区公園整備
小金原地域	小金原公園のリフレッシュ
常盤平地域	金ヶ作公園のリフレッシュ
六実地域	六実中央公園のリフレッシュ
東部地域	(仮)紙敷第一公園の整備



地域公園の内容の充実

地域公園では、以下のような機能を持つ施設を整備します。現況でこれらの施設のない公園は、敷地の可能な範囲で施設を整備していきます。

- ・防災拠点化

地域防災計画と整合を取りながら地域の避難地の拠点として機能できるよう努めます。

- ・バリアフリー化

施設のバリアフリー化を図り、誰もが利用しやすい公園づくりを目指します。

- ・自然環境に配慮した公園化

飛び石ビオトープとして、鳥類や昆虫が飛来できるように、樹林や食餌植物などの植栽に努めます。

- ・コミュニティの育成に資する公園化

近隣コミュニティのイベントや活動に使用できる多目的な広場などの整備に努めます。

- ・レクリエーション機能の強化

子どもから高齢者まで、さまざまなレクリエーションニーズに対応した公園づくりを目指します。

*バリアフリー

建物や道路・公園、公共交通機関等に存在する段差や危険を極力排除することで、あらゆる人があらゆる場所に、障壁なしで出かけられるようにしていくこと。

2) 身近な公園緑地の整備

既設の街区公園に加え、民間緑地・子どもの遊び場・生産緑地地区を活用して計画的な街区公園の整備に努めます。

また、市民の様々な要望に応えるため、歴史や自然・花を活かした多様な緑地の積極的な整備に努めます。

街区公園の整備

街区公園は住居系用途地域や準工業地域で 250 m の誘致圏を満たすことを基本として配置していきます。

街区公園の不足地では、子どもの遊び場・生産緑地地区を活用し公園整備に努めます。また、公園用地の望めない不足地では、工場・店舗や公共施設の跡地などの適当な用地が出た際に、積極的に街区公園として整備していきます。

クロスロードパークの整備

歩道にゆとりのある道路や都市計画道路・河川などの主要な交差点や橋詰めで、緑化可能な用地が発生した際には、クロスロードパークとして緑化に努めます。

駅前緑空間の整備

駅前広場では、プランター設置だけでなく、植栽基盤の整備を行い、花や花木などを植栽することで、緑の空間としてグレードアップをしていきます。

ポケット花壇づくりの促進

市民が日常的に土いじりができる空間を増やしていくため、市民団体が管理する花壇の整備を、河川や道路敷地内や公園などの公共の空間を利用して、引き続き整備していきます。

湧水・親水施設の整備

水辺や自然にふれあえる空間を市内に増やすため、市内に残された湧水や水路を保全し、親水施設の整備を進めていきます。

市民農園の開設支援

市民に土とのふれあいの場を提供していくため、農地の所有者に働きかけを行い、市民農園、体験農園、オーナー農園、観光農園の開設を促進していきます。また、市民農園の利用者同士のコミュニケーションの場づくりに努めます。

市民緑地の整備の促進

樹林地の保全もかねて、市民の利用しやすい形態の平地林などを中心に市民緑地として指定し、散策や自然観察ができるよう整備を行っていきます。



街区公園（もえぎの風公園）



クロスロードパーク

3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ

公園は、地域にあって貴重な緑の資源です。今後は、新たな公園を整備することだけでなく、これまで整備してきた公園をより魅力あるものとし、また地域のコミュニティの舞台となるよう活用していくことが重要となります。

そこで、市民のニーズを把握しながら、既存の公園の魅力の向上に向けた維持管理・利用・運営の充実を図るとともに、既存の街区公園を中心として開設からある程度の年数が経過し、周辺住民のニーズにあわなくなった公園の全面的なリフレッシュに努めます。

魅力ある公園づくりにあたっては、子どもたちの遊び場として安心・安全な公園づくり、バリアフリー化された人に優しい公園づくり、一時避難地としての安全性を高める公園づくりなどを基本に、みどりの市民力を活用していきます。

また、身近な緑について一定水準の緑の維持管理がなされるよう、管理水準の向上を目指します。

公園の維持管理・運営の充実

公園をより市民に密着したものとし、利用者の満足を創出していくために、ニーズの把握や指定管理者制度の活用などに努め、公園の維持管理・運営の充実を図ります。また、公園の里親制度(アダプト制度)の創設や公園ガイドの育成、地域住民によるプレイリーダーの活用などを含め、より魅力ある公園づくりをパークマネジメントの観点から検討していきます。

さらに、公園の維持管理で発生した剪定枝や落ち葉のリサイクルの仕組みづくりを検討します。

公園のリフレッシュ

開設から年数が経過し、周辺住民の利用実態にあわなくなった公園や遊具をリフレッシュします。公園のリフレッシュに際しては、利用者のニーズを反映させるために、周辺住民を含めたワークショップ などによって、維持管理や利用・運営などを含めたリフレッシュ計画づくりを行っていきます。

公園のバリアフリー化

すべての市民にとって優しい場所とするため、出入口・園路・トイレ・水飲み場など、必要な施設のバリアフリー化を進めていきます。

防災機能の確保

公園を災害時における一時的な避難場所や地域の復旧活動の場として機能させるため、防火植栽や災害活動スペースの確保に努めます。

みどりの市民力による活性化

地域の公園づくりにおいては、地域の住民を中心とした、市民ボランティア、地域住民、学校・大学、企業との協力関係に基づくみどりの市民力によって推進していきます。

緑の管理計画などの作成

公園などの緑の管理水準の向上を図るとともに、緑の特性に応じた効率的な剪定などの樹木の管理方法や管理時期について管理計画やマニュアルの作成に努めます。

緑のリサイクルの推進

管理や清掃などにより生じた剪定枝や落ち葉などは、チップ化や堆肥化してリサイクルし、公園の緑や広場の管理などに使用します。今後は、市民や企業も参加できる仕組みづくりに努めます。

* 里親制度

公園などを養子にみたく、市民などが親として維持管理を行う仕組み。

* プレイリーダー

子どもたちの遊びをサポートし、自由に遊べる環境を守る役割を持つ人材。

* ワークショップ

直訳では「仕事の間・作業場」。本計画では、何かしらの仕事や作業を共に行いながら、立場の違うもの同士の意見や技術の交換を行う実習タイプの研究会の事。近年、まちづくりや公園などの施設づくりの際に試みられている。

4) 多様な手法を活用した公園の整備

借地による公園の確保や、土地の確保が困難な市街地などにおいて公園を確保するために人工地盤などの上部を活用した公園(立体都市公園)の整備、PFI 手法による民間資金の導入など、効率的に公園を整備する手法を検討します。

* PFI手法

公共が提供してきたサービスや施設建設や運営などについて、民間の資金や経営能力・技術などを活用し、民間が主体となって事業を進める手法。

(2) 地域の緑と水辺の回廊づくり

【緑の現況】

- ・緑は、人間を含めたあらゆる生きものの生存において大切なものです。樹林地や公園などを連結する街路樹や河川は、生きものにとっての移動経路としてだけでなく、生息空間となっています。
- ・現在、市内には約79kmの街路樹が整備されていますが、地域ごとの整備量に大きく差が出ています。緑の回廊として機能する街路樹は、小金原団地・常盤平団地・新松戸の中高層住宅地などで見られますが、その他の地域では連続性はなく単発的な街路緑化にとどまっています。
- ・街路樹は、緑の回廊を形成する重要な緑であるといえます。街路樹に関して市民からは、害虫が発生している、自宅の敷地内に枝が伸びてきている、枝が生い茂って日当たりが悪い、落ち葉で迷惑している、などの要望が多く寄せられています。
- ・植栽後30年以上経過しているものは、大きく成長し、まちのシンボルになっています。
- ・病気に弱い、季節感に乏しいなどの理由で管理上の問題が多く、住民からも不評な樹種もあります。
- ・自然樹形型の管理をしているサクラ類、ケヤキは枯枝がよく発生します。枯枝は落下しやすく、歩行者や車両へ危険を及ぼしています。
- ・歩道の落ち葉の清掃は、沿道の住民が行っている場合がほとんどですが、紙袋や竹ぼうきの費用がかかる、高齢になって作業が辛くなった等の意見が寄せられています。
- ・坂川や国分川では、河川環境の再生が進み、水と緑の拠点としての役割を發揮しています。
- ・市民意識の中で、高齢社会の進展や都市防災への関心が高まっていますが、安全な歩道空間を持つ道路が少ない状況です。

【現況からの課題】

- ・うるおいのある街並みづくりのために、ゆとりある歩道空間を確保し、街路樹などにより歩行者空間の環境を改善していくことが求められます。
- ・ゆとりある歩道空間や河川を活かしながら、地域単位の回廊を形成することにより、公園や緑地、その他の歴史的・自然的資源の有効な活用を促すことが求められます。
- ・街路樹や河川の生き物の移動経路や生息空間としてのエコアップが望まれます。
- ・街路樹や沿道の緑化整備により市民にとって魅力的な道や街並みを増やしていくことが求められます。
- ・街路樹の生長によって管理に要する作業量が年々増大しており、効率的な管理手法の確立が求められています。
- ・街路樹の根元の除草、根元から伸びる細い枝の剪定等の軽微な作業については、緑の地域活動としての実施も検討中ですが、歩車道の幅員が狭いところが多く、作業中の交通事故の防止が求められます。

【施策の方向】

- 1) 地域の緑の回廊の形成
- 2) 適正な街路樹の維持管理
- 3) 地域の水辺の回廊の形成

【施策の展開】

1) 地域の緑の回廊の形成

都市の緑づくりで展開された幹線回廊とあわせ、地域の緑の回廊づくりを行います。このため、ゆとりある道路の整備にあわせて街路緑化を推進していき、地域全体の緑を結びつけます。

また、緑化の困難な細街路については、沿道の公共施設や民有地の緑化を進めることにより連続した緑の景観を街並みに加えていきます。

ゆとりある道づくりの中での緑化

すべての市民にとってやさしい道づくりを目指し、ゆとりある歩道の整備を行い、これとあわせて歩道空間のゆるす範囲で、植樹帯や街路樹による緑化を行っていきます。

コミュニティ道路づくりの中での緑化

商業地や住宅地の地区内道路では、生活環境の向上や歩行者や自転車の安全性を確保するための、歩車共存型のコミュニティ道路の整備にあわせて緑化を行います。

沿道緑化の推進

連続した生物生息空間として緑の回廊の形成とエコアップに努めます。また、緑化困難な細街路については、周辺の公共施設や公園・住宅地・事業所などの沿道緑化を進めることで緑の連続した景観・環境を市街地につくり出していきます。

* コミュニティ道路

歩行者にとって快適な空間とするため、車道を蛇行させるなどして、車の速度を下げたり、交通量を減らすように配慮した道。

2) 適正な街路樹の維持管理

徒歩による街路樹のパトロールなどを定期的に行い、街路樹の適正な維持管理に努めます。

専門家による街路樹診断

樹木医など専門家による街路樹診断を実施し、長期的な視野に立った街路樹保全・管理を行います。

適正な植栽方法などの検討

病虫害の発生時における、農薬に依存しない管理手法の向上を目指します。また、病気に強い樹種の選定や植栽方法などについて検討します。また、車道側の剪定に配慮するとともに、苗木を植栽した場合は、早い段階で将来の樹形を意識し、車道側の枝を中心に手入れを行います。

市民の街路樹に対する意識啓発

街路樹の役割、市内の街路樹の見所、問題点等を分かりやすく説明する「街路樹出前講座」を積極的に行い、市民の街路樹への理解を深めます。

市民による維持管理活動の支援

落ち葉の清掃については、街路樹沿道の市民の負担が少なくなるような、落ち葉回収方法を検討します。また、街路樹の保全・管理についても市民・企業など各主体の特性を活かした、みどりの市民力の導入を目指します。



樹木医による街路樹診断

3) 地域の水辺の回廊の形成

都市の緑づくりで展開された幹線回廊を補うものとして、江戸川低地部などで、水辺の環境整備に努め、地域の水辺の回廊づくりを行います。

水辺の環境整備の推進

江戸川低地部には、江戸川や坂川などの河川のほかに、多くの水路などの水辺が存在しています。これらの水辺を地域で活用するために、水辺の環境整備や歩行空間の整備を行います。

(3) 緑の地域を創る緑化推進

【緑の現況】

- ・市ではこれまで、民間の宅地や商業施設などの開発に際して、緑化指導や公園の整備を促進してきました。
- ・商業施設が集積している地域では、地上部での緑化が進まない状況があります。
- ・民有地の緑化を促進させるための指導のほか、中高層のマンションを対象にした緑化推進モデル地区事業や、戸建て住宅に対する生垣設置の助成、工場や事業所に対するプランター貸し出しや花壇の設置負担事業などの緑化の支援事業を行ってきました。しかし、管理に対する負担感から、緑化推進モデル地区以外の支援策は、いまだ民有地緑化の効果的な施策とはなっていません。
- ・北総鉄道駅周辺の土地区画整理事業では地区計画が導入され、緑化が期待できる敷地のゆとりの確保などにより良好なまちづくりへの誘導を始めています。
- ・市内の公共施設の緑化率は、緑の基本計画の策定後に推進された積極的な緑化と樹木の生長などに伴い、平均して 43.4%と高い水準になってきました。しかしながら、緑化するスペースが残っている施設も存在しています。
- ・「花いっぱい運動」により、プランターの貸し出しや花壇の設置を行っており、その多くが市民や団体・企業の手によって管理されています。

【現況からの課題】

- ・特色ある良好な生活環境を持った緑の地域を形成するために、市民・企業など、みどりの市民力を担う各主体がみずから緑化を行える環境づくりと、支援策を充実させる必要があります。
- ・商業地での緑化を進めるために、地上部以外のスペースに緑を導入することが必要です。
- ・工場などの緑化を進めるために、緑化の指導・支援が必要です。
- ・市は、公共施設の緑化をさらに徹底させるために緑化基準を設け、率先して緑化を推進していく姿勢が求められます。また、生長した樹木の管理面での向上が必要です。
- ・民有地・公共施設の緑化スペースを確保し、効果的な緑化を進めるため、接道部を中心とした緑化を促進していくことが求められます。



市民による花壇づくり

【施策の方向】

- 1) 公共施設の緑化
- 2) 住宅地の緑化
- 3) 商業地の緑化
- 4) 工場・事業所の緑化
- 5) 多様な手法を活用した地域の緑化



【施策の展開】

1) 公共施設の緑化

公共施設は、これまで緑のまちづくりに貢献するよう、様々な緑化に努めてきましたが、緑の回廊を形成するような緑の空間の確保については、十分であるとはいえません。そこで、個々の施設が緑のまちづくりの中でさらに大きな役割を果たすことができるよう、施設ごとに緑化基準を定め、隣接する道路などと一体的な整備を図り、緑化のモデルとなることを目標とします。国や県などの施設についても、同様の緑化を要請していきます。

また、市民と市が協力して行っている「花いっぱい運動」を、みどりの市民力によって、できるだけ多くの公共施設で行えるように努めます。

宅地開発事業による緑化基準の設定

松戸市における宅地開発事業等に関する条例(平成13年松戸市条例第35号、以下「宅地開発条例」という。)に、規模別の公共施設の緑化面積や接道部に対する緑化要件などの緑化基準の設定を検討します。

公共施設の接道部緑化などの推進

景観法の制定を踏まえ、公共施設の緑化がより緑の景観づくりに役立つようにします。また、隣接する道路でゆとりある歩道整備が行われる際は、接道部をできるだけ緑化することで、総合的にうるおいのある公共空間を地域内につくり出していきます。

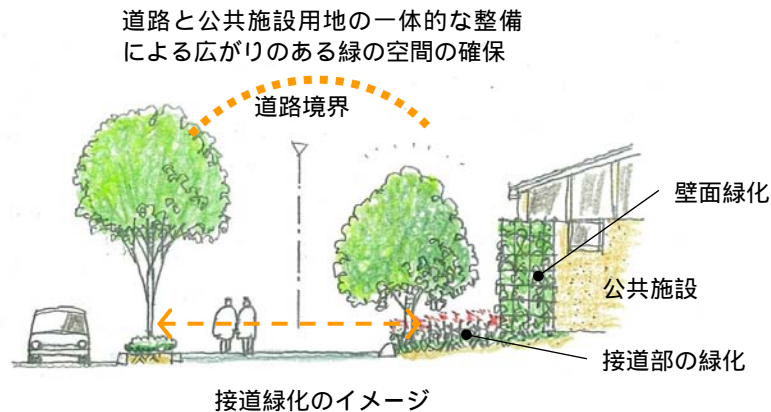
また、都市景観の向上や都市気象の緩和に役立っていくため、屋上緑化や壁面緑化を推進します。

花いっぱい運動による花壇・プランターの設置の推進

支所・保育所・学校・消防署へのプランター・花壇の設置を引き続き行うとともに、みどりの市民力による「花いっぱい運動」の推進を目指します。

学校緑化の推進

学校では、従来どおり緑化を推進していきます。特に、生垣などによる接道部緑化、子どもたちが土とふれあい、自然を学ぶための学校農園や学校教材園などの整備や、花いっぱい運動にあわせた花壇緑化を推進していきます。



2) 住宅地の緑化

市街地の中で最も大きな面積を占める住宅地では、都市計画手法や協定によるまちづくりの誘導によって、接道部緑化を推進していきます。また、花や緑が美しい魅力的な生活空間づくりに向けて、みどりの市民力によって積極的に進めるものとします。

土地区画整理事業の際の地区計画による緑化を行いやすい環境づくり

今後、土地区画整理事業の行われる住宅地では、積極的に地区計画を適用し、宅地面積の最低限度・外壁後退などにより、緑化スペースを生み出し、生垣や庭木が植えられやすいような環境づくりを行っていきます。

緑地協定による緑化推進

「暮らしが自然と調和する緑のふるさと」を目標とし、集合住宅や戸建ての住宅団地において、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を積極的に働きかけて、緑化を推進していきます。

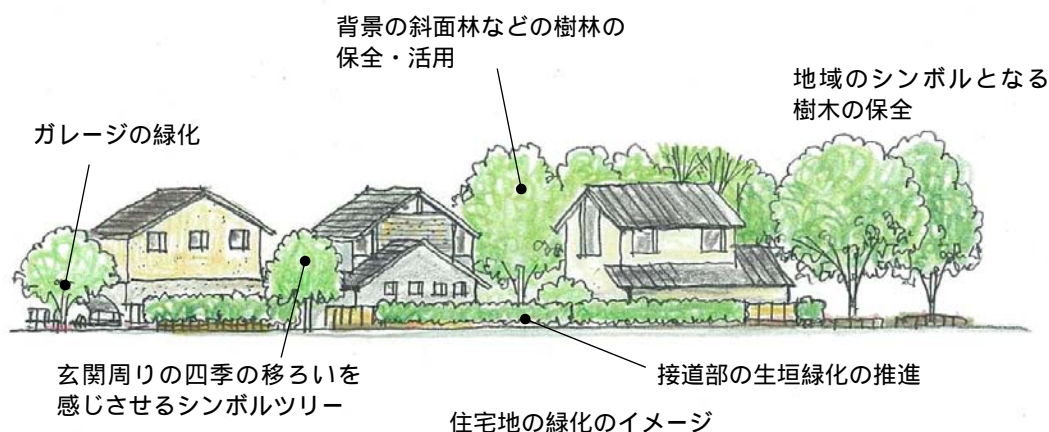
宅地開発条例による緑化指導の継続

今後も、宅地開発条例による住宅地の緑化指導を行います。また、接道部緑化を行った場合、敷地内緑化率を緩和するなど、接道部緑化や壁面緑化を促進するための緑化指導を検討していきます。

助成による接道部緑化の推進

現在の生垣助成制度を、生垣だけでなく壁面緑化などの接道部緑化への適用や、地域の緑と水辺の回廊に隣接する宅地の生垣や連続した数軒の生垣などへの助成の優遇を検討していきます。

さらに、市の広報・緑の機関誌・パンフレットなどを通じて積極的に接道部緑化助成をPRし、助成適用を増やすよう努めます。



3) 商業地の緑化

商業地では、再開発などの新しいまちづくりの中で、都市計画手法や指導により緑化の行いや環境づくりを誘導していきます。あわせて、様々な緑化助成・支援を行うことで、景観や都市環境の面でも満足できる商業地づくりを進めていきます。

まちづくりにあたっての地区計画などによる緑化を行いやすい環境づくり

商業地でも緑化のための用地を確保するために、まちづくりなどの際には、地区計画により、道路境界からの距離を定め建築し、確保された空地を対象に緑化を誘導していきます。特に主要な道路に接した空地は、歩道空間とあわせて、ゆとりとうるおいのある歩行者空間をつくり出していきます。

宅地開発条例による緑化指導の拡大

住宅地と同様に今後も、宅地開発条例により店舗などの緑化指導を行います。また、接道部緑化を行った場合、敷地内緑化の率を緩和するなどして、接道部緑化を促進します。

花壇整備の推進

商業地において、公共花壇の整備を引き続き行い、商店会などを中心としたみどりの市民力による「花いっぱい運動」を推進し、魅力的な空間づくりに努めます。

また、企業・商店などによる地域活動・社会貢献活動を通じた資金面や人的支援を促し、花いっぱいのもちづくりを目指します。

助成による接道部緑化の推進

商業地の緑化誘導・指導の促進策として、住宅地の緑化であげた接道部緑化についての助成を店舗にも適用し、接道部の緑化を推進していきます。

屋上緑化・壁面緑化や公開空地の緑化の誘導

商業地の緑を増やし、都市景観の向上や都市気象の緩和に役立てていくために、屋上緑化や壁面緑化を促進するとともに、公開空地などの敷地内のスペースの緑化を誘導していきます。



商業地における花緑化

4) 工場・事業所の緑化

工場・事業所の多い地域においては、緑の量は極めて少ない状況です。しかし、今後は企業による地域活動や社会貢献活動における資金面や人的支援を受け、市民と一体となったみどりの市民力の構築を目指すとともに、できるだけ緑化がなされるよう指導・誘導し、緑化助成・支援により緑化を促進していきます。



事業所における緑化

宅地開発条例による緑化指導の拡大

工場立地法や工場等制限法の規制緩和により、今後の工業系用途地域内での工場の移転や新築が活発になることが予想されます。このため、新たな工場が立地または既存工場の建て替えの際には、良好な緑化を行ってもらうために、現在の宅地開発条例により緑化指導を行うほか、接道部の緑化基準を設けて緑化指導していきます。

工場・事業所に対するプランター貸し出し・花壇設置の推進

現在、「基金事業」「花いっぱい運動」の中で行っている工場・工業会に対する、プランターの貸し出しや花壇の設置を引き続き行います。

助成による接道部緑化の推進

工場の緑化誘導・指導の促進策として、住宅地の緑化であげた接道部緑化についての助成を、工場にも適用し、接道部の緑化を推進していきます。

5) 多様な手法を活用した地域の緑化

一定の広がりのある地域において、土地利用などに合わせた多様な手法を活用しながら、緑を総合的に確保していきます。

屋上緑化・壁面緑化の誘導

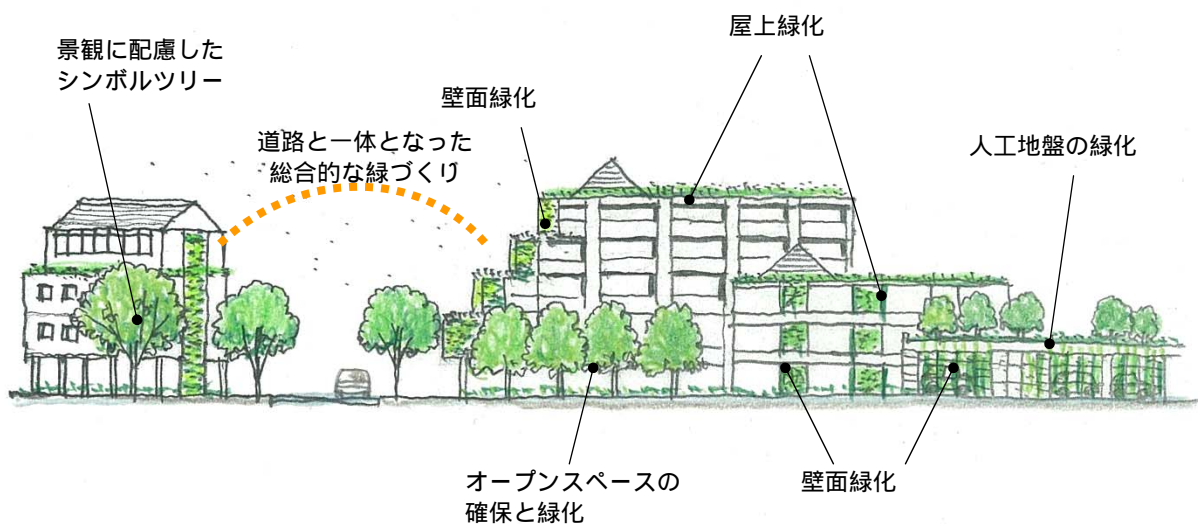
緑化のスペースなどが少ない市街地などにおいて屋上緑化や壁面緑化を推進していくために、助成制度などの必要な支援措置を検討します。

緑化地域の指定の検討

良好な都市環境の形成を図る上で必要な緑が不足している市街地において、緑化を積極的に誘導し緑を創出するために、都市緑地法に基づく緑化地域の指定について検討します。

景観形成に配慮した地域緑化の推進

景観形成上重要な地区などにおいて、景観形成施策と連携しながら、緑化の誘導を積極的に誘導していきます。



多様な手法を活用した緑化のイメージ



市役所の屋上緑化



市役所の緑のカーテン